

令和8年9月9日判決言渡

令和8年（ネ）第10032号 損害賠償請求控訴事件

（原審・大阪地方裁判所令和7年（ワ）第7863号）

口頭弁論終結日 令和8年7月15日

5

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

10

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

15

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、2649万6000円及びうち300万円に対する令和6年11月26日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員、うち2249万6000円に対する令和6年10月26日

15 日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による金員をそれぞれ支払え。

第2 事案の概要（以下、略語等は、特に定めるもののほか、原判決の例による。）

20

- 1 本件は、控訴人が、①被控訴人MGT及び同STARTに対し、債務不履行に基づき、損害賠償金2249万6000円及び遅延損害金並びに業務委託料300万円及び遅延損害金の連帯支払を求め、②被控訴人らに対し、共同不法行為（民法719条、709条）に基づき、損害賠償金2249万6000円及び遅延損害金並びに慰謝料100万円の連帯支払を求め、③被控訴人Y₁、同Y₂及び同Y₃に対し、任務懈怠責任（会社法429条1項）

25

に基づき、上記②と同額の連帯支払を求める事案である（遅延損害金の始期及び利率は控訴の趣旨第2項のとおり。）。

原審は、控訴人の被控訴人ＳＴＡＲＴに対する業務委託料３００万円及び遅延損害金（始期及び利率は原判決主文第１項のとおり。）の支払請求を認め、その余の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が敗訴部分を不服として控訴した。

2 当事者の主張は、原判決 3 頁 2 4 行目の「中心人物として不法行為をし、」を「中心人物として不法行為をするとともに、被控訴人 M G T 及び同 S T A R T の取締役としての任務を怠り、」に改め、後記第 3 の 2 のとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の第 2（2 頁 2 1 行目～4 頁 1 5 行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当審も、原審と同様の理由により、控訴人の被控訴人 S T A R T に対する業務委託料 3 0 0 万円及び遅延損害金の支払請求は理由があるが、その余の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決 6 頁 1 2 行目から 1 3 行目にかけての「被告 B 及び同 C の被告 M G T の」を「被控訴人 A、同 B 及び同 C の」に改め、下記 2 のとおり当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の第 3 の 1 ～ 3 （ 4 頁 1 7 行目～ 6 頁 1 4 行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 控訴人は、控訴人と被控訴人MG Tを契約当事者として甲 3 契約及び甲 4 契約と同内容の契約が締結されたのであり、甲 3 契約及び甲 4 契約は、控訴人と被控訴人MG Tとの間の合意内容を書面化して明確化する目的及び被控訴人S T A R Tを契約当事者に追加する目的で行われたものにとすぎないと主張する。

しかし、原判決を引用して説示したとおり、甲 3 契約及び甲 4 契約は、
控訴人と被控訴人 S T A R T との間で締結されたものであり、法人格否認

5 の法理を含め、被控訴人MG Tが甲3契約及び甲4契約の債務不履行責任を負うべき事情は認められない。控訴人の上記主張は、上記各契約の契約書（甲3、4）において、被控訴人MG Tではなく同STARTのみが契約当事者とされたことを何ら合理的に説明し得るものではなく、控訴人と被控訴人MG Tを契約当事者として甲3契約及び甲4契約と同内容の契約が締結されたと認めることはできない。

(2) 控訴人は、本件特許権は少なくとも2500万円以上の価値があったにもかかわらず、被控訴人らの違法行為により、本件特許権の価値が毀損され、本件特許権を4000円で売却せざるを得なくなったと主張する。

10 しかし、本件全証拠によっても、本件特許権が少なくとも2500万円以上の価値を有していたことは明らかではない。また、本件特許権等を第三者に4000円で売却したとする「特許権等の譲渡及び権利活用に関する契約書」（甲21）では、本件特許権等の活用により得られた収入の一部（収入対価から費用を控除した50%）が控訴人に支払われるものとされていることからすれば、被控訴人らの違法行為により本件特許権の価値が毀損されたと直ちにいうことはできない。そうすると、被控訴人らが共同不法行為又は任務懈怠による損害賠償責任を負うべき事情があるとは認められない。

3 結論

20 以上によれば、控訴人の請求を前記の限度で認容し、その余の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第4部

裁判長裁判官

5

長 谷 川 浩 二

裁判官

10

伊 藤 清 隆

裁判官

15

諸 岡 慎 介

当事者目録

	控 訴 人	株 式 会 社 t o y o u
5	同訴訟代理人弁護士	吉 野 誉 文
	被 控 訴 人	株 式 会 社 M G T
10		(以下「被控訴人MGT」という。)
	被 控 訴 人	株式会社START QUEST
15		(以下「被控訴人START」という。)
20		
	被 控 訴 人	Y ₁
	被 控 訴 人	Y ₂
25	被 控 訴 人	Y ₃